

会員各位

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

Go To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録申請等について（周知）

会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際し、行政書士として各地域社会の実情に応じ日々御対応いただいておりますことについて、厚く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の経済対策については多くの政府施策が発表されているところですが、本会は行政書士の活用と行政書士法の遵守について各関係省庁に複数回にわたり申し入れを行ってまいりました。

その結果の一つとして、今般9月8日より開始されたGo To トラベル地域共通クーポン取扱店舗登録における地域共通クーポン取扱店舗登録申請書（様式A）及び電子申請フォーム内に、行政書士が代理する場合の記入欄が設けられました。

当該事業の登録対象は、土産物店に限らず、タクシー、飲食業、物品販売業など極めて広範にわたり、申請に係る全ての事業者に「行政書士」を知っていただける画期的な成果となりました。会員の皆様におかれましては、コロナ禍において深刻な影響を受けている事業者に寄り添い、より多くの登録代理業務を行っていただき、街の法律家として、地域社会の発展に寄与していただきたくお願い申し上げます。また、今後のデジタルガバメント時代において行政書士を電子申請代理人とするための布石にもなり得ると考えますので、積極的に取り組んでいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

7月14日から開始された家賃支援給付金においては、中小企業庁より特段の協力要請を受け、協議の結果、全国の『よろず支援拠点』に各地域の行政書士会との連携を周知していただく結果となりました。また、本会は行政書士法の遵守についても訴え、他士業や関連団体への協力要請文書の中に、行政書士法の遵守を注意喚起していただくとともに、家賃支援給付金のHP上のFAQにおいても、その旨記載いただく結果となりました。

これらの申請については、有償でサポートできることが行政書士に限定されていることなどに鑑みても、行政書士として、地域密着型の行政手続及び中小企業支援の専門家として、その社会的責任を果たす必要があります。

本会においても引き続き、行政書士の活用と行政書士法の遵守を周知してまいりますので、会員の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

<参考 HP>

Go To トラベル事業者向け申請サイト
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

